

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく

届 出 の 手 引

（区域指定の際に既に行われている工事の届出）

令和5年9月



建設部 都市計画課

この手引は、廿日市市において区域指定の際に既に行われている工事の届出手続をする場合の取り扱いを示したものです。許可申請手続きを確認したい場合は、「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請の手引」をご確認下さい。

※盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積が1万平方メートル以上の場合は、**広島県**が許可権者です。
廿日市市は届出の受付を行い、県に進達します。

本手引に記載の法令等名は、次のとおり省略しています。

法	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）
政令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）
省令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）
細則	廿日市市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（平成20年廿日市市規則第27号）

目次

1	宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域について……………	1 -
2	許可権者……………	1 -
3	区域指定の際に既に行われている工事の届出書作成要領……………	2 -
4	届出手続の流れ……………	5 -
5	届出様式について……………	5 -

1 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域について



図 1-1 規制区域図

※この地図は、概ねの区域を示しています。正確な区域は、廿日市市のホームページまたは都市計画課窓口で確認してください。

ホームページ画面上部のページ ID 欄に [89304](#) を入力してください。

2 許可権者

廿日市市長：盛土、切土又は土石の堆積をするの面積が1万平方メートル未満のものに限る。

（地方自治法第252条の17の2）

3 区域指定の際に既に行われている工事の届出書作成要領

規制区域指定の際に既に行われている宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する一定規模の工事（注1）は、法第21条第1項又は第40条第1項に基づき、その指定があった日から21日以内（令和5年10月18日（水）まで）に次の要領で届出書を作成し、廿日市市都市計画課へ次表の部数を提出してください。

注1：旧宅地造成工事規制区域内において、区域指定前に都市計画法に基づく開発許可及び旧宅地造成等規制法の許可を受けたもの、「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請の手引」P.6の2-2 許可を要しない宅地造成等に関する工事に該当するものは除きます。

表3-1 届出書提出部数

区分		1ha未満	1ha以上
届出書提出部数	正本	1部	1部
	正本の写し	—	1部
	副本	1部	—
	合計	2部	2部

届出が必要な宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の規模は、次のとおりです。

表3-2 届出の必要な工事の規模

区域	行為	届出（省令第52条、第82条）		
		様式第15又は第16の提出が必要な規模	左記に図面並びに写真等の添付が必要な規模	提出期日
特定宅地造成等規制区域	宅地造成	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖（①、②を除く）	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖（①、②を除く）	区域指定があった日から21日以内（令和5年10月18日（水）まで）
	特定盛土等	④盛土で高さ2m超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積500㎡超（①～④を除く）	④盛土で高さ5m超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超（①～④を除く）	
	土石の堆積	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の届出書作成にあたっての留意点

盛土等を行っている区域が法第21条第1項の規定による宅地造成等工事規制区域内の行為であるか、法第40条第1項の規定による特定盛土等規制区域内の行為であるかを廿日市市のホームページで確認して下さい。

ホームページ画面上部のページID欄に [89304](#) を入力してください。

①「工事施行者住所氏名」

- ・工事の請負人または請負契約によらないで自らその工事を施行する者を記載して下さい。

②「工事をしている土地の所在地及び地番」

- ・工事をしている土地について、地番までそのすべてを記載して下さい。（記載欄に記載できない場合は、別紙に記載して下さい）
- ・代表地点の緯度経度は申請地の中心地点を基本とし、位置を正確に表すため、秒については小数第二位を四捨五入し、小数第一位までを記載して下さい。
- ③「工事をしている土地の面積」
 - ・届出に関連のある土地の総面積であって、盛土、切土を行わない道路、法面等を含みます。
- ④「盛土のタイプ」
 - ・盛土のタイプは次の分類から選択して下さい。（複数選択可）
 - （１）平地盛土：勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
 - （２）腹付け盛土：勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
 - （３）谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てて行う盛土
- ⑤「盛土又は切土の高さ」
 - ・P.2 表3-2中の対象規模の盛土、切土又は盛土と切土を同時に行う場合に該当する最大高さを記載して下さい。最大高さは、現況地盤面と造成後の地盤面の差が最も大きくなる箇所を記入して下さい。
- ⑥「盛土又は切土をする土地の面積」又は「土石の堆積を行う土地の面積」
 - ・届出の対象となる土地の面積、即ち、盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積の合計となります。

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の変更届出書についての留意点

届出書に係る事項を変更しようとする場合は、細則第9条に基づく様式第7号又は8号（細則21条に基づく場合は様式第14号又は15号）により変更届出書を提出しなければなりません。ただし、当初届出の計画と比べて、土量、面積等が新規の許可と許可権者が判断する場合は、変更届出書に変えて法に基づく許可を受けなければなりません。

※届出内容と現地に相違がある場合や災害防止のため必要な場合は、是正措置を命令することがあります。

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の届出に必要な図書は、次のとおりです。

なお、状況により、その他の図書の添付を求める場合があります。

表 3-3 届出に必要な書類

書類の名称	附属書類	内容等	区分		備考
			宅地造成、 特定盛土等	土 石 の 堆 積	
1.届出書		・ 工事主、工事の概要等を記載	要	要	(省令第 52 条第 1 項、第 3 項及び省令第 82 条各項)
2.届出地及びその周辺の写真		・ 盛土、切土又は土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真 ・ 他法令の許認可等の内容が記載されている看板の写真	要	要	(省令第 52 条第 2 項、第 4 項及び省令第 82 条各項)
3.その他の書類	委任状		備考に該当する場合は要	備考に該当する場合は要	代理人が申請手続きを行う場合

表 3-4 届出に必要な図面

図面の名称	明示すべき事項	区分		備考
		宅地造成、 特定盛土等	土 石 の 堆 積	
1.位置図	・ 縮尺、方位、道路及び目標となる地物	要	要	(省令第 52 条第 2 項、第 4 項及び省令第 82 条各項)
2.地形図	・ 縮尺、方位及び土地の境界線	要	要	等高線は、2m の標高差を示すものとする。 (省令第 52 条第 2 項、第 4 項及び省令第 82 条各項)
3.土地の平面図	・ 縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分 ・ 崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	要	—	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 (省令第 52 条第 2 項、及び省令第 82 条第 1 項)
	・ 縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・ 空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	—	要	(省令第 52 条第 4 項及び省令第 82 条第 2 項)

4 届出手続の流れ

表4-1 手続きの流れ

規模	届出者	廿日市市	県西部建設事務所	県庁都市環境整備課	その他
1ha 未満	届出書提出 (正本 1 部) (副本 1 部)	届出書受理 ↓ 届出書收受 ↓ 届出事項の公表			届出事項の公表は、廿日市市のホームページで行います。
1ha 以上	届出書提出 (正本 1 部) (正本の写し 1 部)	届出書受理 ↓ 届出事項の公表	5ha 未満 届出書收受 ↓ 届出事項の公表 5ha 以上	届出事項の公表 ↓ 届出書收受 ↓ 届出事項の公表	届出事項の公表は、広島県のホームページで行います。

※届出に係る事項を変更しようとするときは、届出工事の変更届書を提出しなければなりません。
変更届書の流れについても上表に準じますが、詳細は市に問い合わせてください。

5 届出様式について

届出に必要な様式については、廿日市市のホームページを確認してください。
ホームページ画面上部のページ ID 欄に [85114](#) を入力してください。

廿日市市 建設部 都市計画課 開発指導係

〒738-8501 廿日市市下平良一丁目11番1号

電話番号 0829-30-9194（直通）

FAX 0829-31-0999

E-mail toshikeikaku@city.hatsukaichi.lg.jp